

総務常任委員会 記録

1 開会日時 令和7年6月24日（火）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館 6階604会議室

3 事 件

議案第45号 三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案）

議案第46号 三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第48号 財産の処分について

議案第49号 指定管理者の指定の変更について

議案第50号 指定管理者の指定の変更について

議案第59号 損害賠償の額を定めることについて

議案第62号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

4 出席委員 伊藤芳則、山田真一郎、宍戸 稔、弓掛 元、藤井憲一郎、徳岡真紀、中原秀樹

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【総 務 部】 桑田総務部長、松岡財産管理課長、山本住宅・財産活用係長

【地 域 共 創 部】 呑谷地域振興部長、伊藤まちづくり交通課長、田村共生社会推進課長、貞末自治交通係長、高木スポーツ推進係長

【選挙管理委員会】 坂田選挙管理委員会事務局長、熊谷選挙管理委員会係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○伊藤委員長 皆さんおはようございます。それでは定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は7名です。定数に達していますので、委員会は成立しております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程は、既にお示ししています委員会審査次第の通りであります。本委員会に付託されました7議案について、それぞれ説明を受けた後、質疑を行います。質疑を終えて、午後1時から議案45号、48号、49号に係る現地確認を行い、帰庁後、議案ごとに採決を行います。なお質疑に関しては、明瞭かつ簡潔をお願いいたします。

それでは、議案第45号「三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案）」、議案第48号「財産の処分について」、及び議案第49号「指定管理者の指定の変更について」の3議案につきましては、すべて関連がございますので、一括して審査を行います。

総務部の説明を求めます。

桑田総務部長。

○桑田総務部長 はい。おはようございます。それでは、議案第45号「三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案）」、議案第48号「財産の処分について」、及び議案第49号「指定管理者の指定の変更について」の3議案について、一括してご説明申し上げます。

本件は、三次市定住促進住宅4団地の老朽化や入居者の減少等の課題解決のため、民間事業者のノウハウを活用した老朽化対策や、入居率向上等を目的に、定住促進住宅を民間事業者に譲渡することに伴い、関係する3議案を提案させていただいたものです。

なお、民間事業者への譲渡は、令和7年10月1日を予定しております。

また、参考資料といたしまして、各団地の図面等を提出させていただいておりますので、併せてご覧いただければと思います。

まず初めに、議案第45号「三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案）」につきましては、定住促進住宅の譲渡に伴い、その管理条例を廃止するものです。

また、付則におきまして、管理条例に関する3条例につきまして、該当部分を削除、改正するものでございます。施行期日は、規則に委任しておりますが、譲渡を予定しております令和7年10月1日が予定日でございます。

次に、議案第48号「財産の処分について」は、定住促進住宅を売却することについて議決をお願いするものです。売却の内容につきましては、

1の売却する土地及び建物の詳細につきましては記載の通りでございます。

2の売却目的は、引き続き、賃貸住宅等として活用するための売却です。

3、売却価格につきましては、1億278万36円となっております。

4、売却の相手方につきましては、株式会社ホーム産業で、総合評価一般競争入札により選定いたしました。

なお、応札者は1社でございます。

最後に、議案第49号「指定管理者の指定の変更について」につきましては、定住促進住宅の譲渡に伴い、現在の指定管理の期間の変更について、議決をお願いするものでございます。

現在の指定管理の期間は令和3年4月1日から令和9年3月31日までとなっておりますが、その期間を、三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例の施行規則の日の前日まで、予定としましては令和7年9月30日までに変更しようとするものでございます。

なお、指定管理者は、市営住宅全体を管理しております広島県ビルメンテナンス協同組合でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いします。

藤井委員。

○藤井委員 はい。何点か質問をさせていただきます。今現在の入居率、この入居されている方への説明は終わっているのかどうか。あと、今現在入られている方の家賃ですよね。これが、どういう形になるのか、上がるのか、そのままなのか、下がるのか、このことを教えてください。あと、三次市公共施設等総合管理計画において、これを売却することによって何%ぐらいの削減になるのか、床面積でもいいですし、床面積が聞きたいんですけど何%、戸数でもいいです。その数字をちょっと教えていただければと思います。あと、広島県ビルメンテナンス協同組合さんが指定管理さ

れてるときは、それ以前からかもしれませんけど、中に住まわれてる方によって、周りの環境整備をお願いしますということであったと思います。住まわれてる方がかなり高齢化されていて、なかなか草刈がままならないんだというふうな相談等もありまして、今後ですね、例えば、新たな売却先が、そういった環境整備をしてくれるのか、それとも引き続き、やっぱり、居住者の方がやらなきゃいけないのか、その辺のことが、もし分かれば教えていただきたいと思います。あと、補助金適正化法の中で、1億円強で売却されるんですけど、国への返還金というのは、大体どれぐらいになって、差額は基金にというお話があったんですけど、大体どれぐらいを見積もられているのかというのを、お聞かせいただければと思います。以上です。

○伊藤委員長 松岡課長。

○松岡財産管理課長 はい。まず、現在の入居率につきましてですが、それぞれですと、寺戸住宅では41.25%、第2住宅では36.25%、吉舎では15%、三良坂の定住促進では27.5%、平均すると、ちょうど30%の入居率になっております。

説明につきましては、住民説明会の方を昨年と一昨年、昨年10月、一昨年、5年の12月に説明をさせていただいております。今後の説明につきましても、7月以降に、住民説明会を入札業者と契約業者と一緒にさせてもらうように、計画はさせていただいているところでございます。

現在入っている方の家賃につきましては、家賃、駐車場については、募集要項のところで、10年間変わらないという条件とさせていただいておりますので、入居されてる方については、変更がないように、話をさせていただいております。

公共施設の総合管理計画においては、計画の中での廃止計画のものとは、定住住宅は計画時点ではしておりませんでしたので、新たに、面積でも把握はしておりませんが、4戸の、4件の廃止という形で、譲渡という形で廃止になる予定になります。

あとは、今後の草刈等の管理につきましては、新たな会社の方が、管理会社の方と契約をされて、実施される。今までは住民の方が、自治会等でされておりましたが、今後は、管理会社の方が、一定程度の草刈の方はされるように聞いております。

適化法の補助金につきましてですけれど、これにつきましては、再三、県の方を通じて返還額についての協議の方はさせていただいておりますけれど、今日現在のところ、まだ回答の方がきておりません。今回の議決をいただいて10月に向けて、譲渡となりますので、返還額の方を確定させていただきたいというふうな話はさせておりますので、引き続き早急な対応をさせていただくよう、県と協議を進めていきたいというふうに考えております。

草刈につきましては、うちの方から話をさしておるんですけど、確定はまだしておりませんので、申し訳ございません。うちの方では、管理会社の方でやってもらう話で進めさせていただいておりますが、確定をしておりますので、訂正させていただきます。すみませんでした。

○伊藤委員長 藤井委員。

○藤井委員 草刈の部分ですね、おそらく、どこも困られているんで。外注かけたら、かなりの金額になったっていうお話も聞かしていただいとるんで、そこら辺はしっかり業者さんの方へ働きかけをお願いしたいなと思います。あとプラス、例えばそれが、どうしてもままならんというときに

は、何らかの措置をしてあげられるような体制がとれればなど。もう売ってしまったんだから関係ないっていうことのないように、対応していただければというふうに思います。

あと、適化法については1億円を超えることはないわけですね。そこだけ確認させてください。

○伊藤委員長 松岡課長。

○松岡財産管理課長 はい。今回の返還額につきましては、売却価格を超える価格になることはございません。売却価格までの中での返還ということになりますので。以上です。

○伊藤委員長 はい。よろしいですか。はい。他に質疑はありませんか。

はい。弓掛委員。

○弓掛委員 はい。今回、入札ということで、大阪の方のホーム産業さんということだったんですが、ホームページ等で見させていただいたら、それなりの実績があらわれる会社なんで、安心かと思うんですけども。先ほど藤井議員の方から、草刈の問題もございましたけども、今度は1民間企業に渡すわけですから、どういうふうにされても、ちょっと文句言えない部分もあろうかと思うんですけども。ちょっと聞きたいのが、このホーム産業さんが、どういった顧客をターゲットにされとるのか。あと、家賃の予定とか、そのあたり、わかる範囲でお願いしたいのと、あと、そうは言っても、改めて見させていただいたら、広い土地で、たくさんの方が満杯だったら住まれるということで、やっぱり地域との繋がりとか、地域の影響とかいうのはあると思うんで、そこらの辺りはどういうふうに把握されとるのか、ある程度、お願いされとるのかその辺のところを、お知らせください。

○伊藤委員長 松岡課長。

○松岡財産管理課長 はい。ホーム産業さんにつきましては、現在、共同住宅を207ヶ所、8500戸を保有されておられまして、その中の多くは、用途廃止された公営住宅を再生されて新たな住宅として運営されて、提供されておられます。今回の元雇用促進住宅だった住宅も管理をされておられます。広島県内にも実績がありまして、入居率の方は、高い入居率ではほぼ100%の施設もかなりありますので、三次の方でも、目標では100%を目指して入居させていきたいというふうに考えておられるようです。

また、地域の方への影響ですが、10年間は住宅としての利用ということで、今までの使用目的とも変わりがないということで、影響はないというふうに考えております。

○伊藤委員長 桑田部長。

○桑田総務部長 はい。補足をさせていただきます。どういった顧客をターゲットかというところですけども、ご提案いただいていますのは、一般に入られる方もですけども、中をリフォームされて、若い方向けに売り出しをしていきたいということが1つと、それ以外にも企業の社宅のような形での貸し出しなども検討されておられます。そういったところで、地域の方に、地域の会社にも使っていただけるという形で提案をいただいております。

家賃につきましては、ほとんど、他で運営されているところも3万円台ですけども、現在のところは3万円台の予定で検討されておられます。以上です。

○伊藤委員長 はい。よろしいですか。

○弓掛委員 はい。

○伊藤委員長 他にございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 ちょっと1つ。吉舎定住促進住宅の住所が、字山下1550番ー3ほかになっているのが、どういことなんか、僕らがイメージしてる定住促進住宅以外にも、どこか、くつつくものがあるのか。そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○伊藤委員長 はい。松岡課長。

○松岡財産管理課長 はい。吉舎の定住促進住宅は、土地の地番が複数あるように、実は建っておりまして、それで、定住住宅自体が吉舎の1562番地の4と、もう1番地あることで、ほかというふうに書かせていただいております。

○伊藤委員長 よろしいですか。他にありませんか。

はい。山田委員。

○山田委員 はい。寺戸促進住宅の配置図のところに、借地での駐車場だと思うんですけども、あると思うんですが、これは今の、住宅の方々が駐車場で利用されているのかどうかと、ここのはどういうふうに考えられているか、今回は外れていると思うんですけど。そのあたりちょっと分かれば教えてください。

○伊藤委員長 はい。松岡課長。

○松岡財産管理課長 はい。今回、寺戸住宅につきましての駐車場なんですけれど、駐車場の一部は借地をさせていただいて、市としては利用させていただいております。契約が切れましたら、市としては契約が解除されるんですけど、次につきましては、新たな事業者の方が、今後どうされるかということも踏まえて、今、検討されているというふうに伺っております。

○伊藤委員長 よろしいですか。はい。他にありませんか。

なかったら、ちょっと私の方から1つ聞かせてください。

吉舎の敷地の地番の中に、用悪水路というのが1つあるんですが、これは番地がついとるんで、地番がついて払い下げになっとなって、地目が変更してないだけなのか、どうなのかっていうのがちょっと気になったんですが。市の土地になっとなるのかどうなのかっていうのをちょっと確認したいんですが。

○伊藤委員長 はい。松岡課長。

○松岡財産管理課長 はい。吉舎の定住促進住宅の底地ではなくて、周辺のところにですね、関連する場所ということで、用悪水路の土地がございます。そこも併せて、管理をいただくということで、今回併せて売却をさせていただいております。隣接する場所ですので一体的な売却ということで、底地ということでは、今の建物の底地にはなっていない場所になります。

○伊藤委員長 そしたら、地図、図面があるんですが、写真のどの辺、どの部分なんですか。図面のところで、はい。

○伊藤委員長 はい。松岡課長。

○松岡財産管理課長 確実ではないのですが、建物が建っているところから右側に三角形の土地になってるんですけど。道路沿いに。一番下側の部分にある直線のところが、用悪水路になってます。上のほうの建物の右側から出ている三角形のところの斜めになってる部分です。

○伊藤委員長 その用悪水路も合わせて譲渡して、管理をしてもらうということで。

○松岡財産管理課長 はい。

○伊藤委員長 個人、民間の土地の水路ということになるわけですね。

○松岡財産管理課長 すみません。

○伊藤委員長 はい。松岡課長。

○松岡財産管理課長 すみません、説明が間違っています。今、吉舎の住宅の方を見させていただいて、説明しました。寺戸住宅の用悪水路。

○伊藤委員長 そうです、そうです。要するに用悪水路が、地番がついとるんで、用悪水路としてその譲渡するということでもいいんですよね。

はい。桑田部長。

○桑田総務部長 はい。寺戸の促進住宅の用悪水路でございますが、図面の配置図で言いますと、駐輪場の上のところになります。367の4番地の敷地とほぼ一体となっておりますので、ここも合わせてやらせていただきますけれども、実際のところは、ほとんど土地として、水路のようになっておりませんので、一体の土地として使っていただくということでございます。

○伊藤委員長 はい、分かりました。だから用悪水路が、本来なら宅地と地目変更すべきものであろうとは思いますが、用水路機能してないということですね。もし用水路で残っとるんであるのに、よそから流れてきた水が流れたときに、その民間に渡ったときにどうなるんだろうかというのがちょっと気になったもので質問をいたしました。すみません。はい、ありがとうございます。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤委員長 はい。他にないようですので、以上で議案第45号、議案第48号、及び議案第49号に係る質疑を終了します。総務部の皆さん、ありがとうございます。説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

（総務部退室 地域共創部 共生社会推進課入室）

○伊藤委員長 はい。それでは続いて、議案第46号「三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例（案）」、及び議案第50号「指定管理者の指定の変更について」の2議案について、関連がございますので、一括して審査を行います。

地域共創部の説明を求めます。

はい。呑谷地域共創部長。

○呑谷地域共創部長 はい。おはようございます。地域共創部から、議案第46号「三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例（案）」について、及び関連がありますので、議案第50号「指定管理者の指定の変更について」を一括してご説明いたします。

議案第46号「三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例（案）」についてです

が、三次市東酒屋水泳プールの利用者減少及び施設の老朽化に伴い、関係条例である三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止するものです。現在、ろ過器が故障しており、修繕費用は約1000万円と見込まれ、維持管理経費も高額であります。三次市公共施設等総合管理計画の個別施設計画の令和5年3月改定により、用途を廃止し解体する方針になっていますので、酒屋地区住民自治連合会に対して、プールの廃止について説明を行い、理解を得ている状況です。

続いて、議案第50号「指定管理者の指定の変更について」ですが、三次市東酒屋プール設置及び管理条例の廃止に伴い、指定管理者の指定期間の終了期日を令和3年3月31日から、令和7年6月30日に変更するものです。

以上で議案第46及び第議案第50号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○伊藤委員長 はい。説明が終了しました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。いくつか質問させてください。最終的に今回利用者減ってということと、あと、老朽化の中で、ろ過器が故障したということ等で廃止ということになったかと思うんですけども、利用者に関してなんですが、利用状況というものが、これまでの利用者の推移、最終的にどのくらいの方が利用されていたのか、推移が分かれば教えていただけたらと思います。また、どのような方が利用されていたのかも、分かれば教えていただきたいです。この利用者減に至ったその理由という部分を、どのようにお考えなのか伺います。

そして、あそこの場所ですけども、すごく立地的には非常に、遊びの王国だったりとかも近くにあって、駐車場なども近隣にあって、立地的にはすごくいい場所だなというふうに考えるんですけども、これまでプールの活用という部分に関して、促進されるような取り組みを行われてきたのか、行われてきたとすればどのように行われておられたのか、伺いをします。以上です。

○伊藤委員長 はい。呑谷部長。

○呑谷地域共創部長 はい。利用者の状況ですけども、令和元年度の途中にですね、ろ過器が故障して、こちらのところは、数字は非常に少ないんですが、平成27年度から言うそうですね、年々ちょっと減っておりました。大体1000人ちょっとからですね、平成28年度は946、平成29年度は895。ただ、平成30年度は1003人というところではございましたが、大きな流れとしては、多少の減少があったというところを見ております。利用者については、主には小学生という形になります。基本的には酒屋地区の子供たちが中心ということになりますけれども、中止になって以降はですね、酒河小学校であるとか、神杉小学校のプールで代用していただいていたということになります。

利用者の取り組みについては、特段行っておりません。もちろん十日市へ市のプールもありましたが、東酒屋にも同様に市のプールがあるといったところを、お知らせしている程度だというふうに考えております。

○伊藤委員長 はい、徳岡委員。

○徳岡委員 はい。平成27年から30年までは1000人近く利用があったということなんですけども、

それ、ろ過機が故障してからは、利用がないっていうことなんですが、1000万円かかるろ過機を補修してまでは、なかなかその部分は、次の活用にということには至らなかったという判断をされたっていうことでよろしいでしょうか。また、今、酒屋地区の子供たちが、酒河や神杉に行くっていう、その移動に関しては、自分たちで、自転車で昔は行けてたと思うんですけども、すごく気温が暑くなってですね、今、遠くまで自転車で行くとか、そういったことに関して非常に子供たちもリスクが高くなっているかと思うんですけども、現在、その酒屋地区の子供たちっていうのは、自分たちでそういう神杉だったりとか酒河などに、車とかではなくて、そうやって自分で移動されている子が多いという状況なのか、教えていただきたいです。お願いします。

○伊藤委員長 はい。呑谷部長。

○呑谷地域共創部長 令和元年の途中でろ過機が故障してということで、修繕費用は1000万円を超えるといったところで、非常に高額がかかるということが判明しましたが、令和2年度以降がですね、ちょうどコロナということもあって、ちょっとその利用のところですね、進める話がなかなか前に進んでいないというところのある中で、管理施設の見直し等々で、そういった、改めてその利用についての見直しが進んでいたというような経過もたどっていたというふうに認識を考えております。それから、神杉小学校であるとか、酒河小学校ですから、酒河地区の方はですね、酒河小学校が最寄りのプールということですので、利用いただいたんだろうと思います。行き方というのがですね、今ご意見ありましたが、車で行ったのか自転車でいったのかということところは、把握はできておりませんが、はい。それぞれのところでご利用いただいて、東酒屋プールが閉まってる間もですね、そういった利用の仕方変わったときの、ご意見であるとか苦情的なものは、入ってきておりません。

○伊藤委員長 はい。よろしいですか。はい。他に質疑はありませんか。

はい。宍戸委員。

○宍戸委員 この条例の設置目的ですよね。その設置目的は、もうなくなったということで、そういう面でも、これはなくすということで判断されたということでもよろしいのでしょうか。

委員長。

○伊藤委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 設置目的は、工場の誘致を推進し、地域の産業の振興に努めるとともに。工場と地域の住民の融和を図るという、そういうことで、設置するということだったようなんですよね。そこら辺のことです。

○伊藤委員長 はい。呑谷部長。

○呑谷地域共創部長 はい。こちらの設置及び管理条例の設置のところに、先ほどのような目的等が書いてありますけれども、工業団地ができて昭和55年ごろに作られて、このプールは平成6年に設置をされておりますが、失礼しました。プールは昭和59年ということで、失礼いたしました。近くにですね、東酒屋工業団地があります。そちらにですね工場の誘致をしようと、地域産業の振興と、地元の方との融和というところはあるんですけども、工業団地に関わるいろんな企業さん、私もこれまで話をしたことがありますけど、そのプールについての言及した言葉はちょっと実は、

あまり聞かれてなくてですね、従業員さんが、そこを使って何かをするというのもですね、これまでほとんどなかったろうと思っています。むしろ、工業団地が近くにできてですね、その地元の方にもということで、プールができてですね、基本的には地元の方、子供たちが中心に使っているという現状になっているという認識です。ちなみに、工業団地の現在の自治会長にも一応、こういった話をさせていただいて、特段、プールの利用等は工業団地としては今ないのでということで、ご了解もいただいております。

○伊藤委員長 よろしいですか。はい。他にありませんか。

はい。弓掛議員。

○弓掛委員 この酒屋地区は、唯一三次で人口が増加して、家もどんどん建てられて、子供さんたちも増えてるという地区でございます。ちょうど酒河の方がどちらかといえば、西の端の方で、神杉はまたちょっと遠いということで、その真ん中あたりで、人数的にはねえ、ちょっとあるような気もするんですけども。地元の方は、子供さんがいなかったり、プールを利用しない方は別に関心ないんでしょうけれども、なんか利用価値があるような気もするんですが、ちょっとその辺の見解を教えてください。

○伊藤委員長 はい。田村課長。

○田村共創社会推進課長 はい。先ほどご指摘いただきましたとおり、中心といいますか、三次運動公園の傍にもありますので、確かに利用価値はあろうかと思えますけれども、やはり修繕の費用、それから、施設全体的に老朽化しておりますし、トイレのものについてもですね、くみ取り式ということもありまして、再度、修繕して綺麗にしてということと比較した場合ですね、現状ではそのプールでの地域活性化という形にはちょっとなかなかならないかなというふうに、担当課としては考えております。

○伊藤委員長 はい。よろしいですか。はい。他に質疑ありませんか。

ありませんか。ちょっと私の方から聞かせてください。跡地ですよね。今プールですから、撤去するということになると思うんですが、それはそのまんま、どういうふうに活用されるんですか。同じ指定管理者の敷地の範囲内の中なんで、どういうふうに活用されようと思っておられるのかを教えてください。

はい。田村課長。

○田村共創社会推進課長 はい。現状では解体の方向で進めておりまして、ただ、その跡地をどう利用するかは、再度検討する段階であります。現状ではどういった形にするかはまだ決めておりません。

○伊藤委員長 はい。他に質疑はありませんか。はい。他にないようですので、以上で議案第46号及び議案第50号に係る質疑を終了します。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(地域共創部 共生社会推進課退室 地域共創部 まちづくり交通課入室)

○伊藤委員長 それでは次に議案第59号「損害賠償の額を定めることについて」の審査を行います。地域共創部の説明を求めます。

はい。呑谷地域共創部長。

○呑谷地域共創部長 はい。地域共創部から、議案第59「損害賠償の額を定めることについて」をご説明いたします。議案第59号「損害賠償の額を定めることについて」ですが、令和7年2月5日17時頃、ＪＲ下和知駅構内で発生した損害復旧の損害賠償額の額を定めるものです。ＪＲ下和知駅構内の市管理物件の駐輪場が突風により飛ばされ、隣接する西日本旅客鉄道株式会社が管理するフェンスを損壊したことによる、復旧に対する損害賠償額につきまして、相手方と協議を行った結果、令和7年3月7日に損害賠償額を58万6300円とする示談が調いまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。安全性の観点からすでに損壊、フェンスの撤去、及びフェンスの新設復旧を市の負担により行っております。また本件は、ＪＲ管理の損壊フェンス撤去の全額と、フェンスの新設復旧の一部が、全国市長会市民総合賠償補償保険の対象となるため、保険会社から、36万9335円が市へ支払われる予定となっております。以上で議案第59号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○伊藤委員長 はい。説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

徳岡委員。

○徳岡委員 質問させてください。管理されているのが駐輪場ということだったんですけども、ＪＲの構内の中をＪＲがしているものだと私は思っていて、駐輪場を市が管理しているのを知らなかったんですけども、昨日もちょっと行ってみたんですけども、フェンスは今綺麗に、先ほど部長おっしゃってくださったように直ってたんですけども、駐輪場はそのまま撤去されたままになっていてですね、昨日も雨の中、自転車が濡れたような状況でそのままあるというような、屋根のないところに停めてあるというような形だったんですけども。駐輪場の再度の設置という予定はあるのか、お伺いをします。

○伊藤委員長 はい。伊藤まちづくり交通課長。

○伊藤まちづくり交通課長 はい。下和知地駅の駐輪場につきましては、今のところ区画、アスファルト舗装をされておりますので、下がですね、今のところ復旧する予定はありません。

○伊藤委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 はい。すみません。ないということなんですけども、こちらは高校生もよく利用をされていてですね、そんなに多くはないんですけども、これまではきちんと雨に濡れないように自転車がちゃんと停められていたわけですけども、なぜ原状復旧ってというような形にならないのか、再度お伺いします。

○伊藤委員長 はい。呑谷部長。

○呑谷地域共創部長 はい。復旧作業を終えた後ですね、4月以降で私もですが、職員も含めて何回か現地を確認しまして、実は自転車がですね、毎回、職員行ったときはなかったんですね。ですから、自転車利用による駅使用がなかったんだなというところはちょっと認識しておりましたので、先ほどのちょっと自転車がかったというところをちょっと改めて聞かしていただいて、ただで

すね、他にも駐輪場がない駅もいくつかありますので、ちょっとそういったところも含めてですけども、駐輪場についてちょっと検討させていただければと思います。

○伊藤委員長 はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。現状、どのような方が利用されているのかっていうのはしっかりと調査した上で、皆さん、せっかく使ってくださっているんで、高校生たちには自分たちの通学の足になっているので、しっかりとその辺り調査をしていただきたいと思います。お願いします。以上です。

○伊藤委員長 はい。他に質疑はありませんか。

はい。藤井委員。

○藤井委員 はい。そもそも、市の管理物だという認識はあったのか。それをまず聞かせてください。

○伊藤委員長 はい。伊藤課長。

○伊藤まちづくり交通課長 はい。本駐輪場の敷地はですね、ＪＲの移管時の昭和62年に、市の管理物件になりまして、それ以降その用地はですね、ＪＲ西日本不動産株式会社と土地の賃貸借契約を結んで、毎年その賃料を払っておりますので、そのものが市のものであるというところは、認識はしておりました。

○伊藤委員長 はい。藤井委員。

○藤井委員 であれば、例えば、老朽化の具合であるとかそういったのを、ダウン検査をしてみるとか、そういう実績はあるのか。何年か前に、灰塚湖畔の森のコテージが崩れましたというのがあって、今回は人的な被害が全然なかったからいいですけど。この写真を見させてもらうと、結構な鉄骨の太さで、それがスレートだけ飛んでいくとかんなら分かるんですけど、根こそぎ持っていかれとるわけでしょ。写真だけでは、どこから壊れたのかってのがよく分からないんですけど、例えば、埋まってたところから飛んでいったのかなと思ったら、今さっき説明があったコンクリート打つとるから言うんだから、多分、根本の方が腐食したんだろうというふうに想像はするんですけど。そういうふうになる恐れがあるというふうに、誰がチェックをして、まだ大丈夫だという判断をしていたのか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○伊藤委員長 はい。伊藤課長。

○伊藤まちづくり交通課長 はい。駐輪場を含め、駅舎については市で譲渡を受けたものもありますので、年1回程度ではありますが、職員で状況を確認しているところです。しかしながら、当該駐輪場までですね、詳細に確認をしていなかったのが現状であります。今回の事案を踏まえまして、市の所有管理する駐輪場については、全箇所点検を行って、異常がないというところは確認をさせていただいたところです。幸い、藤井委員おっしゃったように、人的被害であるとか、飛ばされたことによってＪＲに運行支障を及ぼすということがなかったのが幸いなことでありますけれども、今後につきましては、すべて定期的な点検を実施していきたいというふうに考えております。

○伊藤委員長 はい。藤井委員。

○藤井委員 はい。せっかくのいい教訓だと思いますんで、しっかり確認していただくようにお願いします。以上です。

○伊藤委員長 はい。他に質疑はありませんか。

はい。中原委員。

○中原委員 今の藤井委員のお話で、定期的にとか1年に1回、見て回ったって言われてるんですけど、グーグルマップで調べたりするときに、屋根が外れとる状態のまま写ったりしてるところがあるんですけど、とても管理しておられたというふうには、ちょっと認識しがたいところがあるんですけども、ちょっとその辺、もう少し詳しく聞かせてもらいたいと思うんですけど。

○伊藤委員長 はい、呑谷部長。

○呑谷地域共創部長 はい。今回の下和知駅の駐輪場の屋根のスレートの一部がちょっと剥がれたような写真がちょっとありまして、非常にちょっと広い大きい駐輪場で、一部ちょっとそういった状態がありましたが、利用の際には、その他広い部分が、屋根があることで利用には支障がないといったところで、緊急的な対応の方はしていなかったのが現状です。

○伊藤委員長 よろしいですか。はい。他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 はい。他にないようですので、以上で議案第59号に係る質疑を終了します。地域共創部の皆さん、ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(地域共創部 まちづくり交通課退室 選挙管理委員会入室)

○伊藤委員長 それでは続いて、議案第62号「三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。

選挙管理委員会の説明を求めます。

はい。坂田選挙管理委員会事務局長。

○坂田選挙管理委員会事務局長 はい。議案第62号「三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明をいたします。本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。ただし、当日投票所及び、期日前投票所の投票立会人に関する報酬額については、これまでも法律の基準額にとらわれず、市の条例で同額としてきたという経緯があるため、今回も当日及び期日前投票所の投票立会人の報酬額は同額で改定しようとするものです。その理由といたしましては、本市においては、当日投票所の投票時間を短縮しており、国の想定よりも、立ち会い時間が短いこと。これまでも、当日投票所及び期日前投票所ともに、職務内容に差がなく、拘束時間もほぼ同一であることを理由に、報酬額に差を設けていないこと。そして、国の基準額に合わせた場合、当日投票所と期日前投票所の改定報酬額に、1500円の差額が生じること、これらを考慮したものであります。なお、この改正に伴う経費の増額は、1回の選挙につき、約49万4000円の増額となる見込みですが、今回の来月予定されておる参議院選挙や、11月に執行予定の広島県知事選挙では、法律の基準額分が県費補助の対象となります。以上で議案第62号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○伊藤委員長 はい。説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。ありませんか。

はい。宍戸委員。

○宍戸委員 資料でいただいとる投票管理者から選挙立会人でありますけども、人数ですね、総額が、1回の選挙で49万4000円増額見込みと言われましたけども、その人数的なものをお聞かせください。

○伊藤委員長 はい。坂田選挙管理事務局長。

○坂田挙管理委員会事務局長 はい。人数は投票管理者、これは想定ですが、投票管理者が8名。期日前投票管理者、これが76名。それから開票管理者、これが1名。選挙長につきましては、これは市の選挙のみの委嘱でありますので、今回は計上しておりません。それから、投票立会人、当日の投票立会人、156名。期日前投票立会人、160名。それから、開票立会人、これを14名。選挙立会人、これも市の選挙のみでの委嘱になりますので、今回は計上しておりません。はい、以上です。

○伊藤委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 併せて、アップ額ですよ。増額が投票管理者は1700円、それから投票期日前投票管理者1500円という、アップ額の根拠というのは、どこら辺を基にして、そのアップ額を決められとるのかと。ここで勝手に決められたというふうに思っていないんですけども。全国的な流れの中での決め方なんでしょうけどもその、根拠、基準を教えてください。

○伊藤委員長 はい。坂田事務局長。

○坂田挙管理委員会事務局長 はい。今回の改定につきましては、国の法律の基準額に合わせたものであります。その中で、先ほど申し上げたように、投票立会人と、期日前投票立会人、こちらの方が国の法律の方に差額が生じておるため、三次市では、これまで同額としてきた経緯から、今回も同額で改定しようとするものであります。はい、以上です。

○伊藤委員長 はい。よろしいでしょうか。宍戸委員。

○宍戸委員 ですからそれは分かるんですよ。ですから、国からのそういう説明はなかったということですよね。何でこの額に上げるんだというものが、示されていないということで理解していいんでしょうか。

○伊藤委員長 はい。坂田事務局長。

○坂田挙管理委員会事務局長 この国の改定に、法律の改定につきましては、大体3年に1度、参議院選挙に合わせて改定されてきております。今回の改定も、一応、物価高騰とか、そういった理由で改定理由とされております。はい。以上です。

○伊藤委員長 よろしいですか。はい。他に質疑はありませんか。ないですか。はい。

ないようですので、以上で議案第62号に係る質疑を終了します。

選挙管理委員会の皆さん、ありがとうございました。

ここで一旦休憩をいたします。

午後から現地確認を行いますので、委員の皆さんは午後1時に1階正面玄関へお集まりください。現地確認が終了し、帰庁後、議案ごとに採決を行いますので、よろしくお願いをします。

以上です。

午前10時56分 休憩

午後 1 時00分 現地調査

午後 3 時15分 再開

○伊藤委員長 それでは委員会を再開いたします。

それでは、これより議案7件の採決を行います。配付しています審査報告書に沿って、議案ごとに討論の後、採決をいたします。

それではまず、議案第45号「三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案）」について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論はなしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

はい。ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例（案）」について討論を願います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

はい。ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号「財産の処分について」の討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「指定管理者の指定の変更について」の討論を願います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号「指定管理者の指定の変更について」の討論を願います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「損害賠償の額を定めることについて」の討論を願います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）」についての討論を願います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

それでは続いて、委員長報告に付すべき意見や要望について、議論して参りたいと考えます。意見のある方、挙手をお願いします。

はい。藤井委員。

○藤井委員 59号の「損害賠償の額を定めることについて」のところで、市の管理物をしっかり把握していただいて、二度とこういったことが起きないように処置をしていただきたいという、質問でも言わしていただいたことを、委員長・副委員長でまとめていただいて、今回のことを教訓に、再度起きないようにという文言を付け加えていただければというふうに思います。

○伊藤委員長 はい。その意見につきまして、何かありますか。よろしいですか。

はい。他にございませんか。

はい。弓掛委員。

○弓掛委員 はい。議案第46号「三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例（案）」についてでございますけども、この議案に反対するものではございませんけれども、現状、プールのほうが、もう利用率が非常に低いと。あと、本来の意義でありました工業団地との連携みたいなのところがあったんですけども、そこらがもう全然ないということで、議案には反対はしませんけれども、東酒屋の地区性を考えて、子供さんがどんどん増えているということもございます。あと、遊びの王国の近くにございまして、そこらとの今後の連携連動ということもございます。その敷地を今すぐ壊して何かに使うということであれば、また別問題ですけども、解体費用の方も、まだ幾らか出ていませんけども、鉄筋コンクリートですから、かなりの額が要ると思うので、そこらも勘案して、もう一度、本来の意義で、本当に不必要でもう壊すかどうかということでは、もう一辺、将来に向けて残しとくということも1つの選択肢としてあるのではないかと考えておりますので、ちょっとそこらをしっかり考えていただきたいという意見も付していただきたいと思います。

○伊藤委員長 今の意見につきまして、何かありますか。

はい。藤井委員。

○藤井委員 ちょっと踏み込みすぎっていか、「残して再利用しろ」っていうふうな、じゃなくて、もうちょっと何か別なやわらかい形の方がいいかなと思ってます。

○伊藤委員長 ありませんか、他に。挙手してお願いします。

弓掛委員。

○弓掛委員 じゃあ、ちょっと言い直して、解体のほうのコスト的なものを、しっかり精査して欲しいということで、意見をつけていただければいかがでしょうか。

○伊藤委員長 はい。という意見がありますが、他にありませんか。よろしいですか。

はい。宍戸委員。

○宍戸委員 弓掛委員の趣旨というのは、設置管理条例をなくすんですけども、審査の段階で解体ということを執行部の方から答弁があったんですけども、その解体については、やっぱり慎重に考えるべきだということの意見をという方がまだいいのかなと思うんですが、解体しないで言うたら、なかなか難しい。解体しないでどういうことを考えてんですかと言われたら、難しいことになるんです。

○伊藤委員長 という意見ですが、皆さんどうですか。

○宍戸委員 今後の取り扱いについては、慎重に検討してもらいたいという程度でどうなんでしょうか。

○伊藤委員長 はい。弓掛委員。

○弓掛委員 本音の部分で言えば、もうあっさり壊してしまっ、それも多額の費用をかけてやるということには、あまり私は賛成でないということなんで。ただ、議案に反対するわけじゃないんで、なかなか言いにくい部分もあるんですけども、将来的なことで、やっぱり次の世代に委ねるという部分も残しておきたいなということを私は思っております。

○伊藤委員長 はい。今の意見で、はい。中原委員。

○中原委員 今、弓削委員が言われたのは、プールの形だけを残すことですか。残して、何かに使えるんじゃないかという話で、解体するぐらいなら残せということですか。跡地利用も今後考えていくって言うてたんで、あのまま残したら、跡地の利用も考えられんような気もするんで。それがいいんかどうか、ちょっと僕には。更地にして別なことにしようと思うんですけど、ちょっとその辺がよく分からないんですけど。まるで反対のように聞こえるんですよ。

○伊藤委員長 はい。弓掛委員

○弓掛委員 現状で使っていないという事実を踏まえて、この議案には賛成します。ただ、冒頭言いましたけれども、次に、使う。何かこれをしたいとか、例えば街中であつたら、土地が非常に貴重なんで、壊して次やりたいとかいうことがもう今あるんだつたらいいけれども、ただ単純に壊すというのはもったいないかなという、私の率直な意見であります。

○伊藤委員長 はい。という意見ですが。

はい。宍戸委員。

○宍戸委員 なかなかこれを残してというのは、設置管理条例をなくすという議案の趣旨からいったら、このものを活用するということに、という意見を付すのは、なかなか好ましくないというふうに思います。ですから、跡地利用については、十分検討して有効な活用を図ってもらいたいという程度でないと。今のプールのまま残せというのは、議案に反対するということに繋がってくるので、そこはちょっと。中原委員が言われるように、もう跡地利用の活用しか意見を付すことができないんじゃないかなと思います。

○伊藤委員長 という意見です。そういうふうに、考えたいですが、どうですか。今の意見は、ちょっと正副の方でまとめさせてもらいたいと思いますがよろしいでしょうか。

はい。他にございませんか。

はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。議案46号に関してなんですけれども、同じ議案ですけれども、調査の結果、利用者の減少というような状況にはない、年間1000人程度が、機械が壊れるまでは使われていたということで、ある一定程度の利用はあったということだと思うんですけども、しっかりと、そういう場合に、保護者はもちろん、活用されている方、特に利用者の中心である子供たちの意見っていうものに関しましては、子供基本法を踏まえましても、年齢や発達の程度に応じて子供の意見表明の機会の確保、そして、子供の意見の尊重が基本理念に挙げられていますし、三次市のまち・ゆめ基本条例の中でも、青少年及び子供はそれぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加をする決まりを持つということがありますので、しっかりとこういった議案に関しては、子供たちの意見も聞いた上で、活用なり廃止というようなところを決めていただけるよう、お願いしたいと、意見を付したいと思います。

また、59号に関しましては、質問のときにも述べましたが、地域の利用状況もしっかりと調査した上で、駐輪場の設置に関してしっかりと検討をいただきたいというふうに、意見を付していただきたいと思います。以上です。

○伊藤委員長 はい。今の意見でよろしいでしょうか。何かありますか。よろしいですか。

その他に何かありますか。

はい。宍戸委員。

○宍戸委員 はい。同じく議案59号なんですけども、これは損害賠償に関する議案ですけども、今、徳岡委員も言われたように、原形復旧ということはしないというようなことで、審査の段階で言われておるんですが、やっぱりもう一段、上の見方で、高所の見方で見れば、やっぱり芸備線の促進に関わる部分になってくるんじゃないかなと。やっぱり利用客を増やすということは、駅にある施設の充実と環境の整備、利用しやすい環境の整備というようなところをちゃんとしないといけないということになれば、やっぱり原形復旧して駐輪場を設け、或いは、待合室の整備をちゃんとするというようなことをして、芸備線の利用促進に結びつけるというところの考えは、方向性は持っていたきたいというふうに思います。そのことを付してもらいたいと思います。

○伊藤委員長 はい。そういう意見がありますが、よろしいでしょうか。はい。

それ以外のことで、付すべき意見はありませんか。

ありませんか。

○伊藤委員長 はい。中原委員。

○中原委員 促進住宅の方、先ほど視察で見させてもらって、話もいろいろ聞かせてもらったんですけど、防火水槽が敷地内にもあったりするというので、その辺も今後、機器管理とか、いろいろと話もされるんじゃないかなと思うんですけど。今後、どのようになるのか、うまくやって欲しいなっていう、なんか気になるとこだったんで、そんなこと気になったんですけど。その辺がちょっと気になりました。どう言うたらいいか分からんですけど。そういうことですね。はい。

○伊藤委員長 今の意見について、関連して他に何かありますか、他に。ないですか。

その他はもう、ございませんか。はい。

それでは、一応、様々な意見が出ましたのでお諮りします。本委員会の委員長報告は、先ほどのご意見を参考に作成したいと思います。なお、作成については、正副院長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。異議なしと認めます。それでは正副委員長で調整の上、タブレットに掲載しますので、よろしくお願いします。

それでは、以上で本委員会に付託された議案の審査はすべて終了いたしました。

皆さん、ご苦労さまでした。

お疲れ様でした。

午後3時34分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月24日

総務常任委員会

委員長 伊 藤 芳 則